

尖閣諸島海域への領海侵犯及び魚釣島への不法上陸に関する意見書

香港の民間団体メンバーなどが乗った船が去る8月15日に、日本の領域内に侵入し、そのうちの7人が尖閣諸島魚釣島に不法に上陸した。沖縄県警及び海上保安庁第11管区海上保安本部は、上陸した7人を含む計14人を出入国管理及び難民認定法違反の容疑で現行犯逮捕し、政府は8月17日には、14人全員を強制送還している。

尖閣諸島は、明治28年1月に日本政府が沖縄県への所轄を決定して以来、漁業や林業、かつおぶし工場が営まれた実績があることや、大正9年に中国政府が石垣島の住民にあてた感謝状で「日本領」と明確に記されていることから、尖閣諸島が、歴史上も国際法上も認められた我が国の領土及び本県石垣市の行政区域であることは疑問の余地がないところである。

香港の民間団体メンバーは尖閣諸島への再上陸を表明している。また今後も、外国漁船等が尖閣諸島周辺海域で操業することが予想され、そうなった場合、本県及び我が国の漁船と外国漁船との間で操業をめぐるトラブルの発生等安全な航行が阻害されることなどが懸念されている。

日中間の感情的な対立、緊張が激化することは、観光業への影響等、日本と中国、沖縄との良好な関係が損なわれることになり県民は不安を感じている。

よって、本県議会は、県民及び国民の生命、安全及び領土・領海を守る立場から、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 尖閣諸島及び周辺海域は歴史上、国際法上も我が国の領土及び領海であることを、中国政府を初め、諸外国に示すこと。
- 2 尖閣諸島周辺海域において、本県及び我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう適切な措置を講じること。
- 3 日中両国間の感情的な対立、緊張をエスカレートさせるようなことを自制し、歴史的事実と国際法上の道理にのっとり、冷静かつ平和的な外交交渉で解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年8月31日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} あて